

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 17 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による獣医師等による届出について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により、獣医師又は鳥類に属する動物（以下「鳥類」という。）の所有者は以下のとき、直ちに、鳥類の所有者の氏名等の事項を、最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出ることとされています。

- ・ 獣医師は、鳥類が鳥インフルエンザ（H5N1 又は H7N9。以下本段落において同じ。）にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したとき及び鳥類の死体について、当該鳥類が鳥インフルエンザにかかり、またはかかっていた疑いがあると検案したとき。
- ・ 鳥類の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該鳥類が鳥インフルエンザにかかり、又はかかっている疑いがあると認めたとき及び当該鳥類の死体について、当該鳥類が鳥インフルエンザにかかり、またはかかっていた疑いがあると認めたとき。

また、当該届出の基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく届出の基準について」（平成 17 年 6 月 20 日付け健感発第 0620002 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「獣医師の届出基準」においてお示ししているところです。

本年 10 月以降、家きん及び野鳥における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が続いているところ、当該届出について、改めて、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

(参考) 感染症法に基づく獣医師が届出を行う感染症と動物について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/02.html

(参考) 獣医師の届出基準

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/02-03.html#09>